

新潟県知事の任期満了に伴い、次の日程で新潟県知事選挙を執行します。

●投票日 5月29日(日) ●告示日 5月12日(木)

また、新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区に欠員が生じたため、県知事選挙の執行に併せて補欠選挙を執行します。

●投票日 5月29日(日) ●告示日 5月20日(金)

期日前投票立会人を募集

県知事選挙および県議補選の期日前投票の立会人を募集します。仕事内容は、選挙人の代表として、投票が公正に行われるよう立ち会うことです。

●日程 5月13日(金)～28日(土)の16日間

会場	時間	報酬(1日につき)
市役所1階 つばめホール	午前8時30分～ 午後8時	9600円 (源泉税13円を含む)
燕庁舎1階 エントランスホール	午前8時30分～ 午後5時	7100円
分水公民館1階 小会議室		

※報酬額は国に準じ、支払いは後日、口座振込します。
食事代・交通費の支給はありません。

- 募集人員 96名(1日2人×3力所×16日間)
- 応募資格 燕市の選挙人名簿に登録されている人
- 応募方法 4月26日(火)までに希望する日と場所を電話か下記二次元コードにて。
- その他 ・応募多数の場合は抽選。
・選挙が無投票となった場合、期日前投票は行われません。

期日前投票立会人の応募フォーム▶



◀明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

「郵便投票」の利用をお考えの人は、お早めにご準備ください。
身体に重度の障がいがあり、投票所に来るのが困難な人は、郵便で不在者投票ができる「郵便投票」をご利用ください。
障がいの程度により、次のとおり要件が定められています。いずれかに当てはまる人のみ、原則ご本人の自書によって「郵便投票」ができます。

お手持ちの手帳など	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
戦傷病者手帳	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
介護保険の被保険者証	免疫・肝臓の障がい	1級・2級・3級
	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器などの内臓機能障がい	特別項症から第3項症まで

右記の要件に加えて次のいずれかに当てはまる場合は、例外として第三者による代理記載での投票もできます。

お手持ちの手帳など	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症まで

注意!
「郵便投票」は、事前に申請して「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。選挙期間以外でも交付していますので、お早めに問い合わせください。すでに証明書ををお持ちの人も、証明書の使用期限をご確認ください。万が一期限が過ぎていた場合は、証明書の再交付を受けてください。

新型コロナウイルスワクチン

11～5歳接種を開始しました

岡健康づくり課 健康推進係 ☎0256・77・8182

市では、国の方針に基づき、希望者を対象に市内小児科医での個別接種を基本としてワクチン接種を実施しています。12歳以上のとは違い、ワクチン接種についての努力義務はありません。接種については、案内文をもとにご家族でよく相談ください。

接種可能な医療機関

- 【燕地区】
 - こでらクリニック
 - 水澤こどもクリニック
- 【吉田地区】
 - 伊東こどもクリニック
 - たかだ小児科医院
- 【分水地区】
 - 佐藤内科小児科医院

予約方法

予約方法はインターネット予約(市の予約システム)のみとなります。1回目接種予約時に、2回目接種日が3週間後の同じ医療機関・時間で自動予約されます。燕市の予約システムは24時間受付可能です。

インターネットでの予約はこちらから▶



通学・通園先が休校等となった場合について

新型コロナウイルス感染症の拡大により通学・通園先が休校等になった際、感染者との濃厚接触が疑われることから、すでにワクチン接種の予約をしていた場合でも、予約先の医療機関まで事前にご連絡ください。

追加接種(3回目接種)について

現在、18歳以上で2回目接種から6カ月以上経過した希望者に追加接種を実施しています。若い人が受けやすいよう4月の集団接種に土曜・祝日を追加しました。4月の個別接種会場もまだ予約できます(いずれもファイザー社ワクチン)。4月中に18歳になる人の接種券は、4月中に送付予定です。

4月から!!

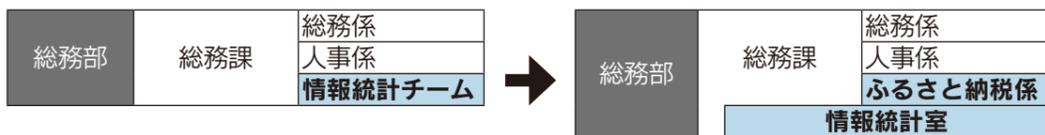
市役所の組織が変わります

岡総務課 総務係 ☎0256・77・8312

総務部 総務課内に「ふるさと納税係」を新設、「情報統計室」に改組

ふるさと納税の複雑多様化するニーズに対応するため、専任の「ふるさと納税係」を新設します。

また、行政のデジタル化を一層推進するため、「情報統計チーム」を「情報統計室」に改組し、全庁的なマネジメントと推進体制の強化を図ります。



早期の接続にご協力ください!

下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。供用を開始した区域の人は、下水道への早期接続をお願いします。

●開始区域

図面は市ホームページでご確認ください▶

燕地区	南六丁目・南七丁目・秋葉町四丁目・水道町四丁目・下太田・廿六木三区・小高・大曲・三王淵・中川の各一部
吉田地区	吉田西太田・吉田大保町・吉田堤町・吉田新町・吉田旭町三丁目の各一部
分水地区	分水新町二丁目・新興野・笈ヶ島の各一部

下水道法により、公共下水道への速やかな接続が定められています。また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

- 市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸付けを受けられる制度があります(新築と集合住宅は対象外)。
- 下水道への接続は、住宅リフォーム助成の対象です。詳細は14ページをご覧ください。営繕建築課 建築指導係(☎0256・77・8282)までお問い合わせください。

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります(新築は対象外)

●問合せ 下水道課 計画管理係(市役所2階22番窓口) ☎0256・77・8291

早期接続が
おトクです